平成２６年（フ）第８９４号
北海道江別市野幌若葉町６番地の30
債務者　佐藤　恵理
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１３号
札幌市手稲区富丘５条５丁目１番22―102号
債務者　古川　尚宏（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１９号
札幌市手稲区前田７条12丁目４番12―404号
債務者　酒井　聡子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２５号
札幌市南区澄川３条１丁目７番14号　内山ハイツ202号
債務者　田村　泰行
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２９号
札幌市東区北43条東１丁目６番７号　ホワイトハウス堀之内29―101号
債務者　大床美知子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
山形県酒田市広野字末広95番地の36、前住所山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野342番地の３
債務者　高橋　次良
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１１１号
群馬県高崎市岩押町５番12号　若宮コーポＤ号
債務者　森岡　隆一
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１５号
群馬県高崎市東貝沢町３丁目18番地１　レオパレスリバティーハシ201号
債務者　沼澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目８番５号　グリーンヒル203号
債務者　松田由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６５号
相模原市中央区田名塩田２丁目２番11号303
債務者　河口　健二
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７号
新潟県加茂市中村３―26、住民票上の住所福島県南相馬市原町区桜井町２丁目41番地の５
債務者　門馬　光男
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２８号
新潟県加茂市大字下条甲275番地　下条第二団地１号棟127号室
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１３５号
静岡県駿東郡清水町長沢305番地の１　アーバンシティ清水町参番館405号
債務者　安永　優子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
静岡県三島市初音台18番地の15
債務者　井上　明恵（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
静岡県富士宮市青木694番地
債務者　佐野眞智子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５１号
愛知県一宮市丹陽町五日市場字屋敷10番地
債務者　湯浅　美苗
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５２号
愛知県一宮市木曽川町外割田字東郷前46番地２
債務者　揖斐　仁美（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部